

大医発第 358 号

平成 29 年 9 月 8 日

国公立医科大学長
国公立大学医学部長 殿
各関係機関の長

大阪医科大学
学長 大槻 勝紀
(公印省略)

医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授の公募について（依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授選考を行うことになりました。

今回の公募に際し格別のご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

つきましては、同封の本学教授候補者選考規則（抜粋）および応募要項により教授を公募致しますので、ご多用のところ恐縮に存じますが、関係各位へのご周知方並びに適任者のご推薦方お願い申し上げます。

今回の公募におきましては、微生物学において優れた研究業績と深い学識を有し、それらを発展させ、本学の他の教員と連携しつつ、主として医学部学生に対する微生物学の教育を担うことのできる方を希望しております。なお、免疫学の教育の一部もご担当いただきます。

本学では任期制（教授については任期 10 年、再任可）が導入されており、大学院担当については、別途、本学大学院医学研究科教授会において審議を行うことになっております。

また、応募者の方々には、選考の過程でご来学の上、面談 [10 月 28 日（土）、10 月 29 日（日）の予定]・プレゼンテーション [11 月 22 日（水）の予定]をご依頼する場合がありますことを申し添えます。

敬白

医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授候補者応募要項

応募の方法は自薦または他薦によります。（別紙 本学教授候補者選考規則第6条参照）

A. 提出書類

(1) 履歴書（様式1）

(2) 研究業績

①研究業績一覧（様式2-A）

②研究業績集計一覧（様式2-B）

③主要論文（別刷；コピー可）5編各2部

(3) 教育業績（様式3）

(4) 教育・研究の概要と抱負（2000字以内）（様式4）

※様式2-A、様式3、様式4については、フォントは和文にはMS明朝、英数字にはTimes New Romanを使用し、ポイントは11ポイントで記入してください。

※(2)(3)(4)を紙での提出の他、電子ファイルをCD等に保存し、ご提出ください。(2)-③主要論文につきましては、PDFファイルがある場合のみ、電子ファイルをご提出ください。

(5) 推薦書（様式5）★

(6) 同意書（様式6）★

★他薦の場合には必ず推薦書（様式5）および推薦に対する同意書（様式6）が必要です。

※必要様式は大阪医科大学ホームページ(<http://www.osaka-med.ac.jp>)内の採用情報にアクセスし、ダウンロードしてご使用ください。

B. 提出期日 平成29年10月11日（水）17時 必着

C. 提出先 〒569-8686 大阪府高槻市大学町2番7号
大阪医科大学総務部人事課気付
医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授選考委員会
TEL 072-683-1221(代) 内線 2992(担当：藤原、三原)

※封筒の表に「医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授応募書類在中」と朱書きし、郵送の場合は書留便として下さい。

※ご提出いただきました書類の個人情報については、大阪医科大学医学部予防・社会医学講座微生物学教室担当教授選考の目的以外には使用しないことをお約束いたします。

大阪医科大学教授候補者選考規則（抜粋）

（総 則）

第1条 大阪医科大学（以下、「本学」という。）教授選考は、本学が設置する各学部の教授会規則に基づき行われる。

第2条 本学教授は、本学の発展に真に寄与する人格と学識を有し、健康であって、教育、研究において、その責にたえ得る人でなければならない。

第3条 教授の欠員が生じた場合、又は教育、研究を一層充実させる目的で教授の増員の必要が生じた場合は、教授選考をできるだけ速やかに行い、教育、研究に支障なきを期さねばならない。

第4条 教授選考に際しては、本学の全学的意見を反映した選考方針に則って推進され、選考委員会における選考並びに教授会における適格性の審査は、公正かつ円滑に行われなければならない。

（選考の手続）

第5条 教授選考方針は、選考委員会で立案ののち教授会において決定され、公表されるものとする。

第6条 応募者の公募は、学長名をもって選考委員会がこれを行う。応募は自薦又は他薦によるもので、他薦の場合は、本人の同意書を必要とする。

第7条 応募者は、教育、研究の内容及び履歴書を選考委員会に提出しなければならない。

第8条 選考委員会は、選考方針に従って各応募者につき十分な調査と公正な審議を行い、医学部においては、原則として3名以上5名以内を選考し、看護学部においては、原則として1名以上3名以内を選考し、委員長は教授会に選考の経過を報告し、その資料を提出する。

第9条 教授会は、選考委員会の委員長から報告を受けた応募者につき、2週間以後速やかに教授会における適格性の審査を行う。

第10条 適格性の審査の終了とともに、学長は直ちにその結果を理事会に報告し、理事会の決定後遅滞なく、本人への通知を含めた就任のためのすべての手続を完了する。